

『雇用危機と司法書士の役割』

～セーフティネットの担い手として～

司法アクセス・ADR推進委員会
常任幹事 梅垣 晃一

■ 非正規社員19万人の失職という雇用危機

厚生労働省の発表によると、昨年10月から今年6月までに職を失う非正規社員の数は全国で19万人を超える見込みだという。金融危機から続く景気悪化の余波が、労使関係上極めて弱い立場にある派遣その他の非正規労働者を中心とする雇用に危機を招いているといえよう。雇用の喪失は、住居その他の生活基盤の喪失に直結する。国や地方自治体は、就職安定資金融資の創設、臨時の雇用、公営住宅の斡旋、相談窓口の設置等に努め、民間の側も日比谷公園での「年越し派遣村」に引き続き、各地で同様の「派遣村」事業や相談会事業などを展開している。ただし、これでセーフティネットとして十分ということではないことは先の統計上明らかなうえ、司法書士の多くも日々の執務においてそのことを実感していることと思われる。

この点、全青司は本年2月15日、「派遣労働者のための電話相談会」を緊急に開催した。人員の制約上東京1拠点での開催であったが、それにもかかわらず新聞・テレビ・ラジオで広く告知がなされ、ひっきりなしに相談電話がかかってきた。筆者もこの相談会に出席したが、市民の不安の大きさと抱える問題の深刻さが電話口からひしひしと伝わってきた。

そこで本稿では、全青司及び司法書士一人ひとりが、雇用危機に直面した市民にどのような支援をなしえ、この問題に対するセーフティネットの担い手となることができるのかについて考えてみたい。ただし、以下は筆者個人の意見が含まれていることを予めお断りしておく。

■ 個別労使紛争に関する司法書士の法的支援

雇用危機に対する司法書士の支援の在り方としてまず考えられることは、個別労使紛争について代理人として介入し、又は書類作成者の立場で支援することである。特に「派遣切り」という言葉に代表される解雇又は雇止めについては、それが有効か無効かという問題が生じるだけでなく、解雇予告の有無、雇用保険の不備、残業代を含む未払賃金の請求等様々な労使紛争が生じうる。

そこで必要になる法的支援とは、例えば解雇が問題となる場面においては、解雇権濫用法理の適用によって解雇無効の主張が可能かどうかを見定めることが一つである。有期雇用の雇止めの場合にも、判例によって濫用法理の類推が認められていることを助言しなければならないだろう。他方、派遣労働者については、雇用継続の期待はほとんど保護されないのが近時の判例であるので注意を要する。「常用代替防止」という派遣法の立法趣旨がその理由とされる。解雇に伴う解雇予告制度については、その除外事由が会社実務上広義に解釈されるくらい

があるが、判例上は極めて制限的に解釈されていることを助言する必要があるだろう。

また、雇用保険に未加入だったため失業手当を受けられないといった相談は派遣労働者を中心に非常に多い。周辺知識として、雇用保険の加入要件、失業手当の支給要件・給付日数等の概要を抑えておくことが適切な助言のために必要になる。

未払賃金を請求したいと考えている相談者の場合には、退職前にできる限り多くの証拠を準備する必要があるとの助言が肝要であろう。また倒産等による賃金未払の場合には、労働者健康福祉機構による未払賃金立替払制度の利用を検討する必要がある。

上記は法的支援のほんの一片であり、実際の相談において検討すべき事項は極めて幅広い。詳しくは、当委員会において作成した「労働相談Q&A2009」を各単位会に配布する予定であるので、こちらを参照していただきたい。

■ ソーシャルワークの視点の導入

本年2月28日に開催されたかごしま全国大会においては、司法書士の執務に「ソーシャルワークの視点」を取り入れるべきことが提案された。その意味は、①潜在的な支援ニーズを有する市民に積極的にアウトリーチすること、②他の社会資源と連携して支援を行うこと、③現に直面している社会的困難だけではなくその背景となる原因や環境についても支援を行うこと、の3点である。

この点、筆者の地元の鹿児島市においても、本年3月31日から4月6日にかけて、市民団体を中心に労働者団体、福祉専門職及び司法書士らが連携して「派遣村」事業を企画し、失職等により住居を喪失した方のためのシェルター事業、継続的な相談、生活保護申請支援などを行った。相談に携わった司法書士の体験談によると、住居を失ったという相談に対して真っ先に思い浮かんだ回答は生活保護であり、実際に申請を勧めたのだが、シェルターに入居後に福祉専門職らとともに再度事情を尋ねると、家族との関係や相談者の受けるべき年金等について調整をすべきところが多く、直ちに生活保護の申請をすることが唯一最良の解決策ではないことが分かったという。他の社会資源との連携や、社会的困難の背景となる原因や環境についても支援を行うことの重要性を考えさせられる場面の一つとして紹介させていただく。

■ 全青司「全国一斉労働トラブル110番」(6月10日)の開催

全青司は、「全国一斉労働トラブル110番」を本年6月10日(水)に開催することを企画している。今年で5回目となる本110番においては、特に非正規労働者の権利の擁護に資する相談会となるよう現在準備を進めているところである。平日開催となるので単位会及び相談員の負担が非常に大きいところであるが、セーフティネットの担い手として、できる限り多くの単位会及び司法書士に協力を呼びかけたい。もちろん、開催の前後を通じ、必要に応じて当委員会によるフォローを最大限行っていく予定である。